

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

・国及び地方公共団体の事業所

法令により独立の機関として、それぞれ場所ごとに設置されている事業所をいいます。

・民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

・出向・派遣事業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

・事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいいます。

2. 活動状態別事業所

・存続事業所

甲調査においては、平成28年経済センサス-活動調査（以下「28年活動調査」といいます。）で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年経済センサス-基礎調査（以下「元年基礎調査」といいます。）で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいいます。

乙調査においては、平成26年経済センサス-基礎調査（以下「26年基礎調査」といいます。）で調査された事業所のうち、元年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいいます。

・新規把握事業所

元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいいます。甲調査においては、他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所及び国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所も含まれます。

・休業事業所

元年基礎調査で調査された事業所のうち、休業している事業所をいいます。

・廃業事業所

甲調査においては、28年活動調査で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点で存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所も含まれています。

乙調査においては、26年基礎調査で調査された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点では存在しなかった事業所をいいます。

3. 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として扱います。

4. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の内容により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類しています。

5. 経営組織

(1) 国及び地方公共団体

国、都道府県、市町村（注）及び一部事務組合等の事業所をいいます。

（注）市には特別区を含む。

(2) 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

① 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。

法人になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

② 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。以下の会社及び会社以外の法人が該当します。

③ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

④ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいいます。

例えば独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

⑤ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。